

「猶予年限特例」又は「所得連動返還型無利子奨学金」の返還期限猶予願の提出について

あなたが貸与を受けた奨学金に、猶予年限特例（平成 29 年度以降採用者）又は所得連動返還型無利子奨学金（平成 24～28 年度採用者）^{（注）}に該当するものがあります。この奨学金に該当する奨学生番号のみ以下の適用を受けることができます。

（注）対象者は、貸与を開始する際に渡した奨学生証および貸与奨学金返還確認票の右上に「猶予年限特例」又は「所得連動返還型無利子奨学金」と印字されています。ご確認ください。

猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金は、返還期限猶予の願出事由が、

- ① 「新卒（退学）及び在学猶予切れ等の場合の無職・未就職・低収入」（以下、「新卒等」という。）または、
 - ② 「経済困難」（本人が被扶養者でない場合、または、本人が被扶養者であるが下記の要件を満たす場合に限る）
- の場合、返還期限猶予に期間の制限はありません。（通常の返還期限猶予の取得期間は、通算 10 年（120 か月）が限度です。）

※被扶養者とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者及び同項第 8 号に規定する扶養親族をいう。

上記①②以外（失業中・入学準備中等）の願出事由、および、「経済困難」事由で本人が被扶養者であるが下記の「被扶養者の要件」を満たさない場合での願出は、猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の対象者であっても、通常の返還期限猶予（通算 10 年制限あり）での申請となります。なお、猶予期間の制限がない、傷病・生活保護受給中等の事由による願出も可能です。

● 手続き方法

- （1）願出事由「新卒等」の場合、および、願出事由「経済困難」で本人が被扶養者でない場合、通常の返還期限猶予と同じ手続きです。※マイナンバーを提出することにより一部証明書の提出が省略できます。
- （2）願出事由「経済困難」で本人が被扶養者である場合には、下記の要件に合致する必要があるあり、確認のための書類を返還期限猶予願に追加する必要があります。



1. 被扶養者の要件

- ア. 乳幼児がいる世帯にあって、本人以外にそれらの者を保育する者がいないとき
- イ. 介護等を要する要介護者、療養者または障害者がいる世帯にあって、本人以外に介護等を行う者がいないとき
- ウ. 本人が妊娠中であるとき
- エ. 本人が身体の障害又はその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき

2. 上記の要件を確認するために必要な書類

『猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金返還期限猶予の証明書一覧』の『被扶養者の要件』欄をご覧ください。

● 注意事項

- （1）返還期限猶予願の中段部分にある「申告」の該当欄で「地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族となって、口いる・口いない」のどちらかに、必ず**チェック**してください。
- （2）猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金以外の奨学金も同時に返還期限猶予を希望する場合、願出用紙・願出事由を分ける必要はありません。1 年（12 か月）ごとの願出につき 1 枚の返還期限猶予願に希望する奨学生番号を全て記載してください。
- （3）返還期限猶予願は、通常、1 回の手続きで最長 12 か月の猶予期間の願出が可能です。証明書によっては、承認期間が猶予適用開始月から6 か月以内となる場合があります。
 - ※ マイナンバーの提出が必要です。（なお、マイナンバーを提出済の場合は、再度提出する必要はありません。）
 - ※ **マイナンバーの提出状況については、スカラネット・パーソナルで確認することが出来ます。**（スカラネット・パーソナルのご利用には、ユーザ ID、パスワード、奨学生番号が必要です。）

★願出・提出先 〒119-0385 独立行政法人日本学生支援機構 猶予減額受付窓口宛

※専用郵便番号のため、上記の郵便番号と宛名のみで届きます。

※マイナンバー書類を同封して送付する際は、必ず簡易書留で郵送してください。

★お問合わせ先 日本学生支援機構 奨学金相談センター 9:00～20:00（土日祝日・年末年始を除く）

電話 **0570-666-301**（ナビダイヤル・全国共通）

※海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話 専用ダイヤル：03-6743-6100

◇お問い合わせの際には、今一度、電話番号をお確かめの上、お掛け間違いのないようお願いいたします。

猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の返還期限猶予のホームページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/nengentokurei/